

盛岡市子ども・子育て会議について

1 盛岡市子ども・子育て会議の設置

(1) 設置根拠

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を聴く等のため、審議会その他の合議制の機関（いわゆる「地方版子ども・子育て会議」）を置くよう努めるものとされている。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。（以下略）

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(2) 関係条例の制定

盛岡市子ども・子育て会議条例は、平成25年9月市議会定例会において議決され、平成25年9月30日に公布されている。

施行期日は、平成25年10月1日。

2 盛岡市子ども・子育て会議の内容

(1) 組織

委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ア 子どもの保護者
- イ 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- ウ 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

(2) 任期

委員の任期は、2年とする。

(3) 所掌事務（子ども・子育て支援法第77条に掲げる事務）

ア 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

イ 特定地域型保育事業（小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

ウ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。

エ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(4) 臨時委員

特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

(5) 部会

子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

3 今後のスケジュール(予定)

平成 25 年 11 月	盛岡市子ども・子育て会議設置
平成 25 年 11～ 12 月	子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査実施
平成 26 年 6～ 9 月	幼保連携型認定こども園認可基準ほか関係条例制定
平成 26 年 8 月	子ども・子育て支援事業計画素案作成
平成 26 年 10 月	パブリックコメント
平成 27 年 2 月	子ども・子育て支援事業計画策定
平成 27 年 4 月	子ども・子育て支援新制度本格実施